

令和6年3月1日 生活環境委員会 議事録  
10時00分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 細川 雅子

副委員長 藤川 和弘

委員 北地 範久、豊川 和也、山代 英資、岡 和明、末広 天佑、  
日域 究

○欠席委員 なし

○細川委員長 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 生活環境委員会開催、ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○細川委員長 議事に入る前に、改めて委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員会での質疑につきましては、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力をお願いを申し上げますとともに、再質問の必要がないよう、簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

執行部におかれましては、答弁をされる場合は挙手をしていただき、委員長から指名を受けてください。答弁するときは、課名と職名を名乗ってから答弁していただきたいと思いますので、お願いします。発言される際にはマイクのスイッチを入れて、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思います。なお、説明が長くなる場合は、座って説明していただいて構いません。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、議案第14号大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

説明が長くなる場合は、座って説明していただいて構いません。

建設部長。

○山本建設部長 補足説明はございません。御審議よろしくをお願いいたします。

○細川委員長 それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

豊川委員。

○豊川委員 よろしくをお願いいたします。

こちらの晴海臨海公園の設備基金の設置後についてなんですが、この具体的な、将来的な環境整備、構想等があればお聞かせ願いたいんですが。よろしく願いいたします。

○細川委員長 どうぞ。

○長久都市計画課副参事兼計画整備係長 都市計画課副参事の長久です。よろしく願いします。

大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定後の具体的な整備予定及び今後の整備計画(構想)について御説明します。

晴海臨海公園については、利用者が安心かつ快適に利用できるよう、防衛省の交付金等を活用し、環境整備を推進しているところでございます。令和6年度は、公園西側エリアの駐車場、周回園路、防球ネット等の整備を予定しております。

事業規模が大きく、工期も令和7年度までまたがる見込みのため、令和6年度から令和7年度にかけての継続費を計上するとともに、このたび設置予定の基金に充当する防衛省の交付金を活用し、令和7年度の早期の工事完成を目指すものでございます。

令和7年度以降につきましては、多目的グラウンドの施設整備や子供広場の遊具、シェルター等の整備を行う計画としており、利用者が安心かつ快適に、また、早期に完成できるよう、本基金などを活用しながら整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○細川委員長 豊川委員。

○豊川委員 ありがとうございます。

遊具等ありましたが、昨年、生活環境委員会でもちょっと視察に行きまして、インクルーシブ公園の拝見や視察とかさせていただきました。私、ちょっと個人的にも、山口県宇部市の宇部空港のそばにあるインクルーシブ公園をちょっと見て回ったんですが、かなり利用者が多くて、皆さん満足して遊べるという声をたくさんいただいております。

ちょっと宇部市の担当の方にも聞いたんですが、大竹市の遊具をつくった会社と宇部市のその遊具をつくった会社が、福山市の会社と一緒にということなので、ぜひ、インクルーシブ公園をつくられるときは、そちらの会社でお願いしたいなと思っております。よろしく願いいたします。私からの強い要望になります。ありがとうございます。

○細川委員長 他に質疑がありましたらお願いいたします。

通告が出ておりますので、お願いします。

副委員長。

○藤川副委員長 昨日の事前説明と、本日の同僚議員の質問の答弁で、質問というのがもうなくなったと思うんですけど、ちょっと要望だけ、せつかくのお時間をいただいて、言わせてください。

今、晴海臨海公園は大竹市の顔になりつつあります。ぜひ、もう大竹市の顔、今日はどこに行こうかなと思ったときに、晴海臨海公園へ遊びに行こうと保護者の方に分かっていただけでもっと周知していただいて、今後の発展をお願いしたいと思います。

質問はやめておきます。ありがとうございます。以上です。

○細川委員長 要望でよろしかったですか。

事前通告が出ている質疑は以上でございます。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第15号大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

建設部長。

○山本建設部長 補足説明はございません。御審議よろしくお願いいたします。

○細川委員長 これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

豊川委員。

○豊川委員 ありがとうございます。こちらはPFI事業、BOT方式によって、民間から本市へ引き継がれるということではあるんですが、今まで駐輪場において、苦情やトラブルなどはどの程度あったのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○細川委員長 課長。

○山田都市計画課長 都市計画課長の山田です。よろしくお願いいたします。

ただいまの御質問ですが、開設当初、平成17年におきまして、料金や機械のゲートの使用方法について、ちょっと問い合わせ、苦情等はございましたが、その後今まで大きな苦情、トラブル等はございません。

さっき、ちょっと料金のことを言いましたが、議会のほうからは、以前ありましたように、近隣と比べて少し料金が高いのではないかということは認識しております。

以上です。

○細川委員長 他にも事前通告が出ておりますので、発言を許可します。

山代委員。

○山代委員 ありがとうございます。

大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例についてなんですけれども、8月31日で大竹市が施設を引き継ぐとありますが、引き継いだ後は、こちら指定管理等で運用されるなど、今後の管理の方法はどのようにお考えでしょうか。

また、施設を引き継ぐに当たり、先ほど民間の駐輪場と比べて料金が高いとはおっしゃっていただいているんですけれども、料金体系の見直し等はお考えでしょうか。

今後、大竹駅東口の駐輪場が整備されれば、駐輪するバランスも変わってくると思いますけれども、現在、国道2号の陸橋付近に無料の駐輪場がございます。こちらのほうをどのようにお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○細川委員長 3点ほどございました。課長。

○山田都市計画課長 3点ございました。

駐輪場の今後の管理についてでございますが、現在の大竹駅西口駐輪場と、工事を進めている大竹駅東口駐輪場につきましては、令和6年9月1日より供用開始し、市が直営で管理いたします。

2点目の、料金体系の見直しのことについてでございます。駐輪場の利用料金につきましては、現在ある周辺の民間駐輪場の経営を圧迫しないよう、また、利用者に混乱を生じないよう、これまでのサイクルパーク大竹の料金体系を維持し、運営いたします。

なお、玖波駐輪場、玖波のほうにも駐輪場がございますが、これに関しては使用期限満了に伴い、運営から撤退する可能性がございますので、今後、大竹駅東口、西口駐輪場と、そして、玖波駐輪場とあわせて、一括して指定管理することを考えており、その際に、利用状況や他の自治体の駐輪場の料金も考慮して、料金体系の見直しを検討していきたいと考えております。

最後に、国道2号陸橋付近の無料駐輪場の扱いのことについてでございますが、放置自転車や防犯等の対策のため、大竹駅東口の駐輪場が供用開始されましたら、こちらのほうを廃止する計画としております。

これにつきましては、利用者に大竹駅東口の駐輪場の利用をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○細川委員長 山代委員。

○山代委員 ありがとうございます。

大竹市が直営ですということなんですけれども、現在、駐輪場の窓口で新規の申請を行って、更新は機械で行っていると考えておりますけれども、こちらのほうの設備も供用されるという形でよろしいでしょうか。

また、大竹駅東口の無料の駐輪スペースなんですけど、一部ごみステーションとして使われているのではないかとお見受けしております。こちらのほうをいかがされるのか、ちょっとよろしく願いいたします。

○細川委員長 副参事。

○長久都市計画課副参事兼計画整備係長 都市計画課副参事の長久です。

先ほど課長が説明していましたように、直営管理をする間は、現在使われている指定管

理の事務所、こちらを活用していただく予定となっております。

あと、大竹駅東口の無料駐輪場のほうですけれども、一部地区自治会のごみステーションになっております。こちらは引き続き、ごみステーションとして活用していただくように計画しております。

大竹駅東口にありました地区のごみステーションについては、今、無料の駐輪場のところに移動させております。それについては、引き続きその場でごみステーションとして活用するように計画しております。

以上です。

○細川委員長 山代委員。

○山代委員 ありがとうございます。引き続き、地元住民の方のトラブルなどが少ない運営をされるということなので、安心しました。

以上、お願いいたします。ありがとうございました。

○細川委員長 通告が出ているのは以上でございます。

他に質疑ございましたらお願いいたします。

日域委員。

○日域委員 つい昔のことを思い出すんですけども、プライベート・ファイナンス・イニシアティブだったわけですね、PFIですから。

要するに、20年前はお金がないから民間資金を使ったと。今はその必要がないよねというふうに解釈してよろしいですよ、基本的に。あの時代なんか、プライベート何とかとか、民間資金を使うというのは、随分全国で、はやったんですけども、ああいう時代だったのかなと思いますけれども、今はそんなことはないですね、あまり聞かないですからね。時代が変わったと思うんですけども、それでよろしいですか。

○細川委員長 建設部長。

○山本建設部長 当時、PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアティブ、全国的に、民間ができる事業についてはどんどん民間にやっていただくという思想です。その考え方は今でも続いています。大竹市はたまたま、あまり今はしてないですけど、全国的に進んでいます。

事業契約期間が10年以上、15年以上と決まっていますから、このたびその契約期間が終わったというところで、一旦、民間のほうはもう事業が終わるという契約がありますので、このたびは大竹市が事業を引き継ぐという流れです。

また、場合によっては、こういった事業を採用することはゼロではありません。

以上です。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 当時、PFIとは何だろうと思いついては見たけど、結果論から言えば、ことのほか円滑に終わって、市に引き継がれて、大過なく終わったという感じですよ。

別にコメントは要りません。ありがとうございました。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第26号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

建設部長。

○山本建設部長 補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○細川委員長 これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告は特に受けておりませんが、質疑がございましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第30号工事施行協定の変更について（大竹駅自由通路等）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

建設部長。

○山本建設部長 補足説明は特にございませぬ。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○細川委員長 それでは、これより、質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませぬが、質疑がございましたらお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、議案第20号漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、補足説明がある旨を伺っておりますので、補足説明をお願ひいたします。

建設部長。

○山本建設部長 補足資料1で玖波漁港の区域、それから、補足資料2として阿多田漁港の漁港区域、この資料を添付させていただいております。審議の参考にしていただければと思ひます。

以上でございます。

○細川委員長 それでは、資料が追加されておりますので、参考にしながら質疑をお願ひいたします。

これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

藤川副委員長。

○藤川委員 お願ひいたします。確認のため、2点ほど聞かせてください。

今後プレジャーボートを係留することに対して、使用料を徴収することになっておりますよね。これとの関係があるのかということと、もう1点、今、資料を見せていただいたんですけども、阿多田漁港と玖波漁港なんですけど、小方港は関係ないんですかね。2点お願ひします。

○細川委員長 どうぞ。

○坂井土木課主幹兼管理係長 土木課管理係長の坂井です。よろしくお願いいたします。

今、2点御質問がございました。

まず、プレジャーボートについてですけれども、プレジャーボートの係留につきまして、令和7年4月より使用料を徴収する予定になっておりますけれども、使用料について、今回の法改正には特に関係はございません。

もう1点、小方港についてですけれども、小方港は、一応これは港湾施設ということで県の管理になりますので、今回の法改正、条例改正については、特に関係はございません。以上です。

○細川委員長 副委員長。

○藤川委員 ありがとうございます。いろいろ勘違いしておりました。

すみません、私はてっきり今後の小方地区まちづくりに対しての基本構想のための事業だと思ってました。ちょっと残念なところがあるんですが、以上です。

○細川委員長 通告を受けている質疑は、以上でございます。

他に質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものとして御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員の交代がありますので、少しお待ちください。

続きまして、日程第6、議案第16号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

市民生活部長。

○中村市民生活部長 特にございませんので、よろしくお願いいたします。

○細川委員長 それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

豊川委員。

○豊川委員 よろしくお願ひします。

こちらの、木野支所の廃止についてなんですけど、ちょっと私のほうでいろいろ調べてみたんですけど、総務省の令和5年3月の取りまとめで、郵便局の自治体窓口等の取り扱いの推進というのをよく読んでみたんですけど、こちらのほう、郵便局での自治体窓口業務等、郵便局に行政サービスが移転したら、郵便局と連携した買い物支援サービス等も、一部で推進されているんですが、買い物で遠くへ出かけられたりすることが、木野地区の方々が多いとお聞きしたので、木野地区の方々にとっては大変重要なことだろうとは思いますが。

そこで、木野郵便局へ委託後に関しての、こちらの事業等は考えられておるのでしょうか。よろしくお願いたします。

○細川委員長 どうぞ。

○元地域介護課課長補佐兼地域支援係長 地域介護課地域支援係、元田です。よろしくお願いたします。

郵便局を活用しての買い物支援ということかなと思ったんですけども、木野地区の今の買い物、皆さんがされている現況のほうをとということをちょっと聞いていたので、担当課のほうから、そちらのほうの視点で、まず、話をさせて、御質問に答えさせていただいてよろしいでしょうか。

木野地区に関しましては、現在、週に2回、月曜日と水曜日に生協による移動販売が来てくださってます。令和2年の初めに、住民の方から、買い物に不自由しているというふうな声が多数、社会福祉協議会のサロン等の際に寄せられていたということで、社会福祉協議会のほうが、移動販売の実績があった生協にお伝えをしたところ、住民、生協、社会福祉協議会で話し合いが進んで、令和2年9月から交流館のほうで、毎週水曜日の11時から11時20分まで、移動販売車が来られています。その後、もう少し買い物の機会を得たいという住民の方の御要望があったということで、昨年9月から毎週月曜日も拡充をされているということです。

この月曜日に関しましては、交流館ではなくて3軒の個人のお宅の駐車場等での販売をされておりまして、1軒につき4、5人の方が、常時買い物をされているということ聞いています。

これまでのバスタイプのようなステップ階段もない、コンパクトな移動販売車が来てくださっているということで、コンパクトなタイプなんですけれども、冷蔵、冷凍を含む400品目の商品を積んでくださっているということで、皆様、大変に盛況だということ伺っています。

今後、郵便局内でのスペースを活用させていただいての買い物支援につきましては、この移動販売車との兼ね合いであるとか、あとは地域のこういった御要望、実情、用途に合った方策について、店頭での販売、郵便局での販売も研究をしていく必要があるというふう考えております。

以上です。

○細川委員長 豊川委員。

○豊川委員 ありがとうございます。地域の方々の声をお聴きしながら進めてくださると

いうことで、大変安心しております。ありがとうございます。

あと、すみません、防災の観点からちょっと言わせていただくんですが、こちらの総務省の取りまとめを見ておりますと、郵便局での自主防災組織との連携というのもちょうと記載されておるので、木野地区、今見ておりましたら、令和5年4月1日現在で、自主防災組織が、1丁目、2丁目もちょっと設立されておられませんので、そちらのほうも私からの要望なんですが、今後、郵便局と連携していただいて、設立していただくなり、皆さんの声を聴きながら進めていただけたらと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○細川委員長 今回の回答は要りませんか。要望で大丈夫ですか。

豊川委員。

○豊川委員 すみません、ありがとうございます。防災に関しては、御回答がいただけるんだっいたらいただきたいんですが、よろしく願いいたします。申し訳ございません。

○細川委員長 総務部長。

○佐伯総務部長 自主防災組織に関しまして、今いただいた意見を参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○細川委員長 他にも通告を受けております。

末広委員。

○末広委員 よろしくお願ひします。

支所廃止に伴って、郵便局に委託されるというところで、現地の木野の方とは十分協議されたうえで結果だとは思いますが、お話しされてると思うんですけども、住民票などの発行業務以外にも、支所に相談等あったと思うんですが、そういった発行事業以外の相談事は、どういうふうに対応されるのかを教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○細川委員長 どうぞ。

○富田市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 市民税務課戸籍住民係の係長、富田と申します。御質問のほうにお答えをいたします。

証明書発行以外にも、今、木野支所で実施している事務、申請書の受付、取り次ぎだとか、そういったものが最近多いんですけども、そういったものについては基本的に行えるような形で、協議を進めたいというふうを考えております。

ただ、委員の言われる相談ですね。いろんなお話を聞きながら、その方向性を探っていくたりとかするようになると思うんですけども、そういった行政に関わる手続に関連するいろんな相談業務については、行政知識を持った職員、市の職員が行う必要があると考えております。実際、そうやって説明することによって説明責任も生じてまいりますので、そういった内容のことを郵便局の職員のほうに委託するというのは、ちょっとできないものかというふうを考えておりますので、御理解いただけたらと思います。

ただ、可能な範囲として、例えば、国民健康保険証、国の年金事務の関係の業務とかの、そういったものの取り次ぎだとか、そういったものについては可能かと思っておりますので、そ

ういったあたりでの対応は考えていきたいと考えております。

以上です。

○細川委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。

電話でもいいので、相談窓口をはっきり決めておいていただけたら一番いいのかなと思いますので、住民の方にヒアリングしながら、困ることのないように今後していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○細川委員長 事前にいただいている質疑は以上でございます。

他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 阿多田島が郵便局でやってますよね。あれも支所があったんですかね、昔は。よく知りませんが。ないのかな。

いや、それを強く思い出したんですけれども、木野地区の方とちょっと話をしてみたら、今回の話は聞いてないと言われてみたり、それから、自治会もかなりもう機能不全に陥っていて、わしは入っとらんとか、いろんな人が抜けていって、高齢化して、なかなか自治会というのもの、ちょっと力が落ちてるのかなと思いますけれども、さっき言われたあの交流館というのは、ざっくり言ったら集会所のことですか。

その方が言うには、これはあちらの方の希望ですよ、希望ですけれども、郵便局と一緒にするのはなくて、あそこに持ってきてほしかったと。保育所の残りではなくてですよ。それは、いろいろな人件費のこととか、いろいろなお金のこととかあるでしょうし、また、逆に言えば、郵便局だって絶滅危惧種ですからね。郵便局を残すためにも、郵便局に集約するメリットはあると思います。

だから、できれば郵便局と交流館と支所が一緒になったらいいのではないかと思ったりもしましたが、ただ、これをまとめていくうえで、地元との話をどんなふうにしたのかなというのは、ちょっと聞いてみたいんですけれども。

○細川委員長 課長。

○吉村市民税務課長 市民税務課長の吉村です。

まず、地元との協議、御説明ということなんですが、まず、自治会を通して回覧板等を回して周知をさせていただいて、実際に現地に行って、地元集会所、木野小学校があったところですね。あちらの集会所で説明会を開いたんですが、なかなか参加人数が少なかったというところもありまして、関心自体がどこまであるのかというところが、なかなか把握できてない部分はあるんですが、再度、来年度これが決まりましたら、もう一度地元の方に詳しく説明をする機会は設けさせていただきたいと考えております。

また、集会所のほうに支所をといるところではあるんですが、先ほど委員もおっしゃったように、人件費の問題、またそちらに持っていくことでの工事の問題等、数々の諸費用もかかってまいります。

また、郵便局も国が進めている中で、地方の郵便局の存続というところも含めて考慮し

た結果、郵便局のほうに委託をさせていただくという結論に至りましたので、よろしくお願いたします。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 私が日頃から思ってる中で、自治会というものが、分かったような分からないような団体ではないですか。個人で言えば、これは要らないことですが、世帯ですよ。世帯というのが一体どこにどんな設定があるかと思うぐらいに、つかみにくいものですが、だから本当に自治会の力が弱まってくると、自治会を通じてというのがなかなか難しくなったりするんですが、例えば、私これ広島市の五日市で見たんですが、これは土砂絡みの話ですが、県が全戸配布を郵便でやってるわけですよ。だからある意味、空き家にも行きますけれども、自治会という、だから入ってない人に言わせたら、わしのところには何も来んって。来ないかもしれませんよね、入ってないですからね。

でも、そういう人が増えると、行政としてもやりにくいよねというのは当然あると思いますし、いろんな意味で難しい時代だなという気はしますけれども、そういう状況だから、支所もなくさなくてはいけないし、郵便局も、お客さんがたくさんはいないでしょうし、いろんな問題が同じなんですよ、原因がね。

だから、そのところは上手に考えて、数少ないですから、全戸配布でも大して経費は要りませんから、上手にやってほしいなど。せめて地元の人が、まあ仕方がないよねと言うぐらいの理解というか、納得というか、するぐらいに持っていただきたいと、これはお願いします。よろしくお願いたします。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第7、議案第21号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第8、議案第22号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。

また、補足説明資料をサイドブックに掲載しておりますので、この場での補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

日域委員。

○日域委員 この退職者医療制度というのは、私は昔から名前だけは知ってますけれども、何のことかさっぱり分からないまま今に至ってますけれども、だから終わるんだからもういいのではないかとはいえ全くそのとおりなんですけれども、最後にどういうものだったか一応教えてほしいと思うんですけれども、昨日、県に電話したら、電話に出た担当課の職員から分からないと言われたんですよね。後から電話をくれましたよ。

でも、そもそも2割負担と3割負担がどうという話はどこかで聞きましたけど、やめたら国民健康保険に入ればええやないかと。それから、例えば、任意継続というものもありますし、上手にとんとんと移れば制度があるではないかと思うんですけど、そのときになぜ、こんな退職者医療制度なんていうものができたのかなと、分かれば教えてください。

○細川委員長 どうぞ。

○藤井保健医療課国保年金係長 保健医療課国保年金係長の藤井です。よろしく申し上げます。

ただいまの御質問にお答えいたします。

退職者医療制度というのは、会社などに長く勤めていた人が、医療の必要性が高まる退職後に、会社などの健康保険から国民健康保険に移ることによって、国民健康保険の医療

負担が増大することを抑えるためにつくられた制度となります。

以上です。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 あまり、これをやりたいと思いませんけれども、広島市の職員は、2割負担が国保になったら3割になるから、そこを緩和するんだけど、今はもう3割にそろってるから、もう意味がないんですという説明をしてくれましたけど、さっきの話もそれはそうでしょうけどね。

それはそうでしょうけれども、私もその時代を年齢的には通り過ぎてきましたけど、何の関係もなかったのでさっぱり分からないんですけれども、いいです。もう大竹市にはそういう対象者はいないということでしたから。ありがとうございました。

○細川委員長 よろしかったですか。

通告を受けております質疑は以上でございます。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第9、議案第23号大竹市介護保険条例の一部改正についてを議題いたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

末広委員。

○末広委員 よろしく申し上げます。

通告では、ほかの市町と比べてどうなのかという通告の仕方をしてるんですけど、実際、大竹市の介護保険というのは、ほかに比べてかなり安い。広島県でもトップレベル、全国でも50位以内に入るような安さだと、大竹市第8期介護保険事業計画ではそうだと思うんですけど、今回の新しい計画でも、多少基準額が上がるとはいえ、まだほかに比べる

と安いと思うんですけども、これは何か要因とかあるんでしょうか。よろしく願いいたします。

○細川委員長 係長。

○三井地域介護課課長補佐兼介護高齢者係長 地域介護課介護高齢者係長の三井です。

それでは、御質問のほうにお答えいたします。

保険料のほうが高い要因ですけれども、介護サービス給付費が低いことが挙げられまして、この大竹市第9期介護保険事業計画策定に関して、県からアドバイザーを派遣していただいております。そのアドバイザーが検証したところ、大竹市は、医療資源が全国平均と比較して多く、重度の要介護者は病院など医療施設に入り、介護サービス費ではなく医療費を使って、治療、生活する割合が高く、大竹市の後期高齢者の加入者1人当たりの医療費は、全国でも高水準であることもあり、大竹市では、要介護者でも医療費を利用される方が比較的多いことから、介護サービス給付費を低く抑え、介護保険料が低い要因の1つであると考察されております。

以上です。

○細川委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。いいことなんですかね。医療費がその分、かかっているという話ですもんね。

それでなんですけど、低いのもあって、これから人口が下がって高齢化率も上がっていく中で、どんどん負担が増えていくと思うんですけども、例えば、多少なりとも今の段階で上げておいて、基金に積み立てておいて、将来に備えるみたいな考え方というのは可能なんですか。お願いいたします。

○細川委員長 課長。

○伊崎地域介護課長 地域介護課長の伊崎です。よろしくお願いいたします。

基金については、今回でいえばコロナ禍があったように、何かあったときのために取っておきたいという考えはあるんですけども、本来保険料を抑えるために使うものの1つにはなっておりますので、可能ではありますが、ただ、今回で言いますと、基金から2億円をこちらに繰り入れておりますので、これ以上使うことが果たしてふさわしいかどうかというところはあるかなというふうに考えております。今後、慎重に考えたいところではあると考えております。

以上です。

○細川委員長 健康福祉部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 ちょっと誤解があってはいけないので申し添えておきますが、介護保険料というのは、3年ごとに計画をつくって決めております。その計画を見たら分かるんですけども、今後3年間の見込み量というものを出して、それを保険料に転化するという方式を取っておりますので、今言われたように将来に備えてということを意図的にするということは、あまりできるものではないと思っております。

また、対象者が皆さん高齢者ですから、保険料についてはその3年の間できちんと使っていくというのが、一番きれいな姿なんですね。自分たちのために出したものを自分たち

がきちんと使うけれども、使い切れなかったものは置いておいて、何かあったときに使うという形になっております。

以上です。

○細川委員長 末広委員。

○末広委員 御説明ありがとうございました。

3カ年で見込みを立ててしっかり使っていくというところで、そういう仕組みなのでしようがないかなと思ったりもするんですけど、10年、20年を見越して計画をつくっていくのもありなのではないかなとは思ったりはするので、国の仕組みだということもあるとは思うので、なかなか難しいとは思いますが、将来を見越して計画をつくっていただけだと思います。

以上です。

○細川委員長 他に通告を受けておりますので、許可いたします。

日域委員。

○日域委員 私の質問と末広委員の質問が全く同じだったんですけども、だから末広委員の質疑を引き継ぎたいと思いますけれども、だから、介護保険は不思議に安いんですね、介護保険料はね。それは医療が肩代わりしてるからだということになると、この医療というのはさまざまありますけれども、国民健康保険ということになるのかなと思いますけれども、国民健康保険料というのは、大竹市はどうなんですか。県がやっているといいながら、それぞれ別の部分がありますよね。国民健康保険料は市町によって違いますよね。どうなんかな。

よく、大竹市は特別養護老人ホームをつくらないんだという、そういう話は聞いてますけれども、2つありますけれどもね。いろんな理屈があるんでしょうけれども、現に安いんですね、介護保険料は。さっきのお話だったら、今度は医療費が少しは高いのかなと思ったりもしますが、よく昔言われたのが、長野県が、何か皆さんがもう死ぬまで働くというか、農業とかなんとかいろんなことがあって、そういう体を動かす習慣があって、長野県の医療費は安いとよく昔言われましたけど、今はどうか知りません。

知りませんが、いろんな理由があるんでしょうけれども、大竹市の国民健康保険料はどうですか。お願いします。

○細川委員長 健康福祉部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 国民健康保険料につきましては、上位のほうに入っているであろうと思いますが、国民健康保険料は市町で医療を使った額、これを均等に県に集めて、それをまた再配分をしておりますので、直接的に、これがあるから保険料が高いということにはならないんです。

ただ、施設等に入ってからしゃる方、該当の方は、また、65歳からというのではなくて、もっと高齢の方ですから、後期高齢者医療のほうに係ってくる可能性はあります。ただ、後期高齢者のほうも県で一律ですので、直接的に大竹市民の保険料が高いということとは、ちょっと別のことになろうかと思えます。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。少し分かったような気がしますけどね。

だからある意味、意図的なものではないにせよ、大竹市は医療の設備というか施設が割と充実してるから、どちらかというところ、みんなで分かち合うほうに経費が行って、大竹市が独自でやる介護保険会計のほうにはちょっとウエートがかからなくて、ラッキーという認識になりましたけれども、ありがとうございます。

○細川委員長 通告を受けている質疑は以上でございます。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第10、議案第24号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。

また、補足説明資料をサイドボックスに掲載しておりますので、この場では補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

日域委員。

○日域委員 さっきから全部、基本的には国が決めたことを地方がやっていると、地方の立場として、あまり裁量権といいますか、どうこうする余地はないんだろうと思いますけれども、最近、私が見た雑誌に、もう介護保険が破綻したって、破綻しそうだと言っている、そういう本を読んだんですけれども、特に今回3年ごとの見直しですか。訪問介護の単価が下がったというのは、あれは大ニュースでしたよね。

結局、大竹市が決めることというのはほとんどないですから、だからここで言うのも本当は間違いなのかもしれませんが、介護保険というのは、特別養護老人ホームがあって、介護老人保健施設があって、あと、在宅介護サービスがあるんですよね。それで、そのほかのいろんなのがありますけれども、素人から見たら、建物があってそこに高齢者がいっぱいいるわけですから、ぱっと見には施設なんですから、あの世界ではそれを施設と

は言わなくて、結局、在宅介護サービスの延長なのでしょう。だから、そこがいっぱい、効率よくやって稼ぐから、訪問介護は黒字よねとって下げられたら、本当に出かけていって介護する方たちの報酬が下がってしまって、いよいよ難しくなる。

昔から思うんですけれども、高齢者をアパートに集めてやったら採算がいいよねと、昔思ったことがあるんですけれども、それを尋ねても、誰もうんと言ってくれないですよ、関係者はね。県の人も市の人も、そうなんですよと、そういう手があるんですよと、絶対におっしゃってくれなかった記憶がありますけれども、やっぱりそういう、有料老人ホームでもそうですけれども、サービス付き高齢者向け住宅でもそうですけれども、そういうところと、車で出かけていっては家庭を回る、ああいう訪問介護の方たちと、ある意味同じ土俵というか、同じ計算の中にいるんですよね。そこだけちょっと教えてほしいんですけれども。

○細川委員長 日域委員、一応確認しておきますが、ただいま議案第24号についての質疑でございます。事前通告をいただいた今の内容は、同じ介護でございますので、答弁できる方がいらっしゃったらお願いいたします。

健康福祉部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 日域委員が言われる、施設サービスと在宅介護サービスの違いなのでしょうね。在宅介護サービスではなくて、もう一個、居住型というのがありますからね。これ、流れの中でだんだん変わってきたと思ってください。

もともとあの施設というのは、実は3つしかないんです。介護老人福祉施設ということで、特別養護老人ホームこれが特養と言われるものと、介護老人保健施設と、これが老健とよく言うんですけど、リハビリをする専用の施設と、あと、療養型というと、これは介護療養病院みたいな形だったんですね、もともと。

下の2つというのは、医療ということで医療系の施設で、特別養護老人ホームのほうは、これは市がやったりして措置をしたりできるということで、ちょっと介護というよりは、もともと養護老人ホームとかがあったと思うんですが、そういうところにはちょっと介護の手がかかるので難しくなった方を収容するとか、そういったことでできた施設で、もともと介護保険法ではないところの法律でできたものです。これがずっと残ってて、今施設として、あります。

今いろいろ日域委員が言われたのは、介護保険法の中で出てきた施設です。世の中が変わってきまして、世の中というか家庭のあり方が変わってきまして、家庭の介護力というものがだんだん落ちてまいりました。以前は施設と言われていたものが、その3つということは、おうちの中で見ることができていたおうちもたくさんあった、家庭がたくさんあった。主婦という言い方をしたらちょっとあれなんですけど、見られる人がいた。また、高齢者がそんなに長生きをしなかった。そういう事実もありますし、子供の数もたくさんいたというのがあります。

ところが、だんだん時代がこちらになってきますと、実際、皆さんお仕事に出られますし、働きながら介護するというのも難しくなってきた、施設というよりは、今、日域委員が言われたように、アパートをつくってその中で介護の手を入れてあげる、できないとこ

ろをしてあげるといふ考えに近いものなんですね。住屋、そこは住まいの場所という考え方です。だから病院とかの施設ではなく住まいということで、新しい形として出てきたものになります。

大変分かりにくい。私も分かりにくいとは思いますが。在宅介護サービスと言った、一番基本の訪問とか、デイサービスに行くとか、そういうタイプですね。それはやっぱり要介護度が低い人を、基本的にします。要介護度が高くなってくると手がかかりますから、おうちにいられなくなると、そういうところに入って行く。

ただ、最近はやりというか、新しくまた形態として出てきたのが、小規模多機能型とか看護多機能型という分で、これは在宅介護サービスもありますし、ショートステイとかで泊まりもできるという、いいところ取りをしたような、夜間に看護も来てくれますしとか、そういうのができてきたんですね。

これはやっぱり日域委員が言われるように、ただ行って料理を作るであるとか、そういったことをやっている場合ではなくなってきたんですね。本当に介護の手が要る、でも、施設には入れない。おうちでどうやって暮らすかというところ、かゆいところに手が届くではないんですけど、本当に介護が要るところ、ここをやっていくサービスとして、新しい形態が出てきたと。時代の流れとともに変わってきたものだと思っただけであればと思います。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 だから、よくなったようにも見えますけれども、結局今、やっぱり人手不足といますか、あるでしょう。よくあるのが、身体拘束をしたとかいって、その施設の人が出てきて、並んで頭を下げるんですけれども、いかにも拘束したら悪いことしたみたいですしけれども、現場は実際はそうではなくて、ではほっといたらどうなるんかといったら、もう管理できないわけですよ。

そういう意味では、本当にやっぱり長い目で見て、今後どうなると考えたときに、ちょっとやばいねというところは正直あるんですけども、それからこれだけ人手不足だったら、そんなに人を選ぶゆとりはないですから、誰でもいいから来てくれたら、今夜からシフトに入れと言ったら、適切ではない人だったりするわけですよ。

だからそういう意味で、それは虐待があったり拘束があったりするのはやむを得ないと思いますけれども、大竹市がどうこうできる話ではありませんけれども、そういう認識だけは持っておかなくてはいけないよなと思って、一言言わせてもらいました。ありがとうございました。

○細川委員長 通告を受けております質疑は、以上でございます。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

換気のため、暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

11時02分 休憩

11時10分 再開

○細川委員長 休憩前に続いて会議を開きます。

続きまして、日程第11、議案第25号大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

市民生活部長。

○中村市民生活部長 補足説明は特にございませんので、よろしくをお願いいたします。

○細川委員長 それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

副委員長。

○藤川委員 いろいろ御苦勞をおかけしております。

業者に対しての説明会や施行日のこと、本当にいろいろありがとうございます。先日の生活環境委員協議会で説明いただいております。商工会議所が周知に御協力していただけているということも御説明がありました。何だかちょっとほっとしながら、質問させていただきます。

商工会議所のほうからも、事業所への丁寧な説明をお願いしますと要望されていると思いますが、私自身、数件の回収業者とちょっとお話しさせていただいてるんですけども、一番の懸念が、契約の途中で処理手数料が上がるのが一番困るようなんですね。排出業者との契約のことが、やっぱり一番の懸念材料であると。

それで、事業者が施行日を知っていれば、全くは問題ないと思うんですが、この契約について、まだまだ知らない方が多いと思っております。これまでも、ちょっと早めに市広報やホームページ等で周知していただいておりますが、これから施行日までどのような方法で周知をしていくのか、お願いいたします。

○細川委員長 環境整備課長。

○外谷環境整備課長 ありがとうございます。議員の皆様にも、こちらのほうの説明不足もありまして、対応のほうに苦慮されたと思うので、こちらのほうとしても反省しておるところであります。なんとかここまでたどり着かせていただいたのも、皆様の御尽力と思

っております。

先般の生活環境委員協議会でも御説明させていただいて、副委員長が言われたとおりなんですけれども、今後の取り組みにつきまして、前回の説明と重複するかもしれませんが、お伝えさせていただきたいと思います。

昨年の9月の生活環境委員協議会での報告後に、商工会議所を訪問させていただいて、今後の事業者への周知について協議させていただきました。

その協議の中で、市が議会のほうに条例の改正議案を提案させていただいて、議決いただいた後に、改正することについてお知らせくださいと。そうすれば、商工会議所のほうで作成する会報に記事を掲載して、会員に対して周知しますよということと、それから、商工会議所があわせて会員への周知をするときに、市が作成する啓発チラシもあれば、それも一緒に配布してもいいですよということでお声をいただいております。そのため、今後の事務手続については、これからまた商工会議所と調整させていただこうと考えております。

それから、排出事業者につきましては、収集運搬処理を担っていただいている一般廃棄物の処理業の許可業者の方に、それぞれ行う契約の中で、排出事業者と協議されると思うんですけれども、それにあわせて、市が作成します同じような啓発チラシ、こちらと一緒に配布して周知していただけないかということを検討しているところでございます。

実際にそのお話も投げかけさせていただいている中で、チラシも市でしっかりつくってくれというふうにはいただいているところではございます。これも、一応議決いただいた後に対応ということになりますので、また許可業者のほうと、どういった形で周知していくかというのを調整させていただこうと考えております。

それから、広報おおたけで、新年度になりますけれども、議決いただいた後に、処理手数料を令和7年4月から改正させていただくということ、改めてお知らせさせていただくというふうに考えております。また、市のホームページにも同様に掲載していきたいと考えております。

なお、今後も改定内容についてお問い合わせ等があれば、随時必要に応じて、市広報や市ホームページでも掲載させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○細川委員長 副委員長。

○藤川委員 ありがとうございます。事業者に対しての周知、本当に目いっぱいやってくれてるんだというのが伝わりました。ありがとうございます。

あと、もう1個問題なのが、事業者だけの、これは問題ではないんですよね。市民にも関わってきますので、市民への注意周知のほうも、引き続きよろしく願いいたします。今回はありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○細川委員長 通告を受けております質疑は以上でございます。

他に質疑はございますか。

日域委員。

○日域委員 私は、ごみの料金改定に全く反対する気はないですし、これでいいと思いますけれども、ただ、一連の説明を聞いていたら、皆さんが説明するたびに物が分からなくなる。すごく思うんですよ。だから排出者が回収業者に渡すではないですか。その量なんて分からないですからね。量らないですから。

だから、この処理単価が上がっても、元が分からないんですから説明なんかできないんですよ。ただ、うちのごみを持って行ってきて、月額幾らなら納得よねと、そこでいいわけですからね。そこが分からないんですよ。そこがいかにも分かったような説明をするからおかしくなるんであって、はっきり言って説明が上手だったとは、私は思いません。これからは、ぜひ、上手にやってほしいと思います。よろしくをお願いします。

○細川委員長 要望でよろしいですか。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第12、議案第28号大竹市水道条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。執行部において、補足説明はないと聞いております。

それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第13、議案第34号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、補足説明はないと聞いております。

それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第14、議案第33号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○佐伯総務部長 補足説明は特にございませんので、よろしく願いいたします。

○細川委員長 それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、生活環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

11時20分 閉会